物価_2

令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	茨城県
地方公共団体名	大洗町
都道府県・市町村コード（5桁）	08309
担当部局課名	まちづくり推進課
担当者氏名	江橋　宏祐

電話番号	029－267－5109
メールアドレス	seisaku@town.oarai.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	42,132
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	140,000
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	3,684
	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	75,000
	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	1,900
	国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	103,152
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	3,684
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	–
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	–
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年11月通知分）		36,095
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和5年11月通知分）	103,152
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和6年1月通知分）	25,788
小計　交付限度額②		128,940
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和5年11月通知分）	3,684
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和6年1月通知分）	921
小計　交付限度額③		4,605
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和5年12月通知分）		112,530
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（令和5年12月通知分）		8,083
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和●年●月通知分）		–

今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	36,095
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	25,788
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	–
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	75,000
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	1,900
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–

配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	36,095
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	128,940
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	3,684
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	75,000
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	1,900
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–
配分予定額計	245,619

	自動計算分	–
	手動入力分	–
本省繰越希望額（R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計：自動計算分＋手動入力分（交付限度額①を上限とする）		–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）		–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）		921
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費） 交付限度額④に係る希望額）		37,530
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費） 交付限度額⑤に係る希望額）		6,183
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付支援サービス分　交付限度額⑥に係る希望額）		–

移替先	総務省	交付限度額計	290,253

		Ｎｏ	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	Ａ 総事業費	Ｂ 交付対象経費	Ｂ１ 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	Ｂ２ 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	Ｂ２ 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	Ｂ３ 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	Ｂ３ 国のR5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	Ｂ４ 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	Ｃ その他（一般財源や補助対象外経費等）
												合計	262,716	262,716	42,132	140,000	3,684	75,000	1,900	–	–
差押禁止法の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割非課税世帯分）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	―		143,684	143,684	–	140,000	3,684	–	–	–	–
	住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	―		50,994	50,994	–	–	–	50,000	994	–	–
	こども加算（一体給付）	3	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	―		25,906	25,906	–	–	–	25,000	906	–	–
※事務連絡参照	新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4											–	–	–	–	–			–	
	調整給付（一体給付）	5											–	–	–	–	–			–	
	給付支援サービス（一体給付）	6											–	–	–	–	–	–	–		
	住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費	7											–	–				–	–	–	–
	一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	8											–	–	–	–	–			–	–
対象範囲外	住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費（上乗せ2・推奨分）	9											–	–		–	–			–	
		10	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対策学校給食費支援事業給付金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		1,433	1,433	1,433						
		11	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対策等保育施設支援事業給付金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		495	495	495						
		12	R5_補正	推奨事業	○	○	○	水道料金減免事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	給水普及率が約96%である大洗町において水道料金を減免することは、コロナ禍における物価高騰の影響を受けるほぼ全ての生活者や事業者に対して支援ができるため、公平かつ直接的な効果を及ぼす事業として効果的である。	40,204	40,204	40,204						

Ｎｏ	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP，広報紙など）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
1	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯　2000世帯×70千円 事務費　3684千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯　（2000世帯）	―	○	―	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
2	①物価高が続く中で令和5年度における住民税均等割のみ課税世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　住民税均等割のみ課税世帯（R5支給分）　500世帯×100千円 事務費　994千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　として支出］ ④令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯　（500世帯）	―	○	―	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
3	①物価高が続く中で令和5年度における住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付加算として、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円を支給することで、低所得の方々の生活を維持する。 ②こども加算分の給付金及び事務費 ③給付金額　対象児童数（R5支給分）　500人×50千円 事務費　906千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　として支出］ ④令和5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世	―	○	―	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10	①物価高騰の影響を受けて学校給食の材料費が高騰しており、給食の質と量の確保が困難となっている。家庭での負担も増えている状況を鑑み、保護者が負担する給食費の金額に変更が生じないよう高騰相当分に対し支援する。 ②材料費（職員分を除く） ③ 小学校分　500円×605人×3か月=907,500円 中学校分　500円×340人×3か月=510,000円 幼稚園分　500円×　10人×3か月=　15,000円 ④町内小中学校・幼稚園	―	―	―	R6.1	R6.3	町内小中学校4校・幼稚園1園を支援する。	HP・広報紙	給食			R5補正（地）
11	①物価高騰の影響を受けて町内保育施設における給食の材料費が高騰している。その高騰相当分にあたる給付金を町内保育施設に支給することで、給食の質と量を確保しつつ保護者が負担する給食費の金額に変更が生じないようにするとともに、適切な保育環境維持に役立てる。 ②材料費（職員分を除く） ③ 給食材料費高騰分　500円×330人×3か月=495,000円 ④町内保育施設	―	―	―	R6.1	R6.3	町内保育施設7施設を支援する。	HP・広報紙	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5補正（地）
12	①水道料金の減免を実施することにより、物価高騰に直面する町民や事業者の負担軽減を図る。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ③町民及び町内事業者約8,000件の上水道基本料金 ・13,300千円×3カ月　39,900千円 減免通知印刷製本費 ・8,000部×10円×1.10　88千円 減免通知配布委託料 ・7,850件×25円×1.10　216千円 ④町民及び町内事業者（公的機関を除く）	―	―	―	R6.1	R6.3	町民及び町内事業者約8,000件の上水道基本料金を減免する。	HP・広報紙	水道事業者			R5補正（地）